

## 記載例 製造業、染色整理業

**品質管理方法説明書**

**1 品質管理組織**

(1) 組織図

```

graph TD
    Director[工場長] --- QualityRoom[*品質管理室]
    Director --- ProductionDept[生産管理部]
    Director --- BusinessDept[業務課]
    QualityRoom --- BusinessDept
    ProductionDept --- SubContractor[下請工場]
    ProductionDept --- ProcessingSection[加工課]
    BusinessDept --- BusinessManager["*防炎加工専門技術者  
品質管理責任者（役職・氏名）"]
  
```

\*品質管理組織のない場合は、品質管理責任者の役職氏名を記入すること。  
 \*防炎加工専門技術者の配置部門を明示すること。

(2) 各部門の説明

各部門	人員	職務内容と責任
業務課	5	資材発注・受入検査。当該職務の責任は、業務課長にある。
生産管理部	5	加工課及び下請工場への生産指図、技術指図及び下請工場生産品、完成品検査。 当該職務の責任は、生産管理部長にある。
加工課	50	生産管理部の指図に基づき生産。 当該職務の責任は、生産管理部長にある。
品質管理室	4	生産品質についての統轄管理。 当該職務の責任は、品質管理室長にある。

\*人員は直接担当者のみ。  
 \*職務の内容と責任の所在を明確にすること。

**2 検査基準**

(1) 資材の受入検査

受入資材の品質が受入検査基準に適合していることを確認し、記録する。  
受入基準に適合していない場合は、返品する。

\*品質管理基準書等を有する場合は添付。  
 \*受入資材が防炎材料である場合は、「受入資材に防炎材料ラベルが付されていることを確認し、その試験番号を記録する」と記載する。

(2) 製品検査

- ① 抜取検査員
  - ・抜取検査員は、品質管理責任者が認めた者とする。
- ② 抜取検査・基準
  - ・抜取検査は品種毎、かつ、生産ロット(1ロット=1,000m)毎とする。
  - ・試験方法は、消防法施行規則第4条の3に定める試験方法により行い、合格基準は同基準値の90%以内とする。
  - ・防炎性能試験は、(公財)日本防炎協会に依頼する。
- ③ 検査結果の判定者
  - ・検査結果の判定者は、品質管理責任者が認めた者とする。
- ④ 不適合品の処理
  - ・不合格品が発生した場合、速やかに改善策を講ずるものとする。
  - ・該不合格品の改善が不可な場合は、非防炎品として販売する。

\*抜取検査者の要件を記載すること。  
 \*抜取検査のロットの大きさ頻度等を明記すること。  
 \*バラツキの上限を見極めて基準値を設定すること。  
 \*(公財)日本防炎協会へ試験依頼する場合は、明記すること。防炎協会以外に依頼する場合は、防炎協会及び当該機関を併記すること。  
 \*検査結果の判定者の要件を記載すること。

**3 ラベル**

公益財団法人日本防炎協会が定める「防炎ラベル等取扱い及び品質管理に関する規程」を遵守、防炎ラベル管理者を定めて①防炎ラベル交付申請書、②防炎ラベル等使用報告書、③防炎ラベル等受扱い記録簿により管理し、④ラベル使用状況を防炎ラベル等使用報告書により、毎月1回、(公財)日本防炎協会へ報告する。

表示管理責任者 役職 氏名	連絡先担当者 役職 氏名 電話
---------------------	--------------------------

\*防炎ラベルの表示責任者を定め、管理方法等を明らかにすること。

**4 書類**

(1) 記録の保存方法、保存期間及び報告

処理記録、検査記録等、品質に関する記録並びに保存は、品質管理責任者が担当し、該記録は10年間保存する。 (2) 項の防炎性能試験結果については、防炎性能試験実施報告書(別記様式第5及び6)により、毎月1回(公財)日本防炎協会に報告する。

(2) 記録類の保管場所

本方法書及び検査の結果等のファイルは、(品質管理室)に保管する。

\*保存方法、期間、保管場所を明らかにすること。  
 \*報告書の様式は、カーテン他は別記様式第5とし、じゅうたん等は別記様式第6とする。